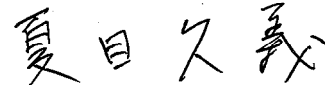


新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3月 31日

新潟市教育委員会

教育長



新潟市教育委員会規則第 1 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条教育総務課の項中「教育政策室」の次に「夜間中学開設準備室」を加え、同条保健給食課の項中「保健係 給食係」を削る。

第4条教育総務課の項の第17号中「教育ビジョン」を「教育振興基本計画」に改め、同項中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

（24） 夜間中学の開設準備に関する事。

第4条保健給食課の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 学校給食費の徴収に関する事。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。